

地域や各種団体とのつながり

ネットワーク

社協職員

ホットワーク

冷静な頭と熱い情熱

フットワーク

足軽にすばやい対応

備え

危機管理意識

マニュアル(第1章)では、社協職員の日頃の活動や取り組みが災害時に生かされるということの自覚を呼びかけています

設置・運営についてまとめたものがありませんでした。合併協議の中で、委員から「合併後早急につくるべき」との意見により、平成18年1月より策定にとりかかったものでした。

一年半かけて策定したマニュアルの第一章は「なぜ社会福祉協議会が災害救援マニュアルを策定するのか」。第二章、「災害発生時の初動体制について」。第三章「災害救援ボランティアセンターの設置と運営」の三部構成としています。

**災害時にはだれもが
要援護者となりうる**

災害は、住民一人ひとりが長年かかって築きあげた生活を、一瞬に崩してしまいます。災害時には、だれもが生活課題を抱え、要援護状態になりうることを理解しておかねばなりません。災害時は平常時以上に住民相互の助け合いに大きな期待が寄せられます。

地域に住む一人ひとりの課題をお互いに理解・把握し、支え合い、問題を解決できるよつに共に考えていくことが、生活再建への大きな力になります。

**地域福祉活動の視点から
災害に向き合う**

社協は、住民の生活支援、住民相互が支えあう地域づくりを進める公共的な団体として、また、介護保険、障害福祉サービス事業の事業者として、住民一人ひとりの生きる権利を守るため、地域福祉活動の視点から災害に向き合っ

ていきます。

**日頃から減災を目指した
取り組みを**

「被災者主体」を第一に考え、住民組織をはじめ、関係機関、救援組織と連携し、災害によって起こる住民の生活不安や福祉課題を解決できるよう支援していきます。

日頃から防災、防犯、減災

を目指した取り組みを、地域での福祉活動に取り入れていきます。

「日頃やっていないことは災害時そう簡単にはできない」と言う被災地での教訓に学び、日常の活動や取り組みが災害時に活かされることを、このマニュアルは伝えていきます。

お尋ねに答えて

(9月1日。市民の方から次のようなメールでのご意見をいただきました。)

(メールでのお尋ね)

社協会費は、任意加入と聞いたが、聞き入れて貰えずに各戸共一律徴収でした。「自治会からの通達です」と言われて納入しましたが半ば強制的でした。去年はそうでなかったと思うのですが。どうなのでしょう。

(回答)

社協会員は、お尋ねのとおり任意加入です。自治会や婦人会の皆様にお願ひして集めていただいています。熱心さのあまりそうなったものかと思います。今回お願ひしている社協会費は、一般会費で、社協活動にご理解をいただき会員として加入いただける場合に、世帯を単位として1000円を納入いただくものです。決して一律にお願ひしているものではありません。しかし、社協会費は、地域の福祉活動を進める社協にとって本当に大切なお金で、言わば「地域支えあいの協力金」でもあります。ご理解をいただき、ぜひともよろしくお願ひします。